

Chapter 6

巻末データ集・索引



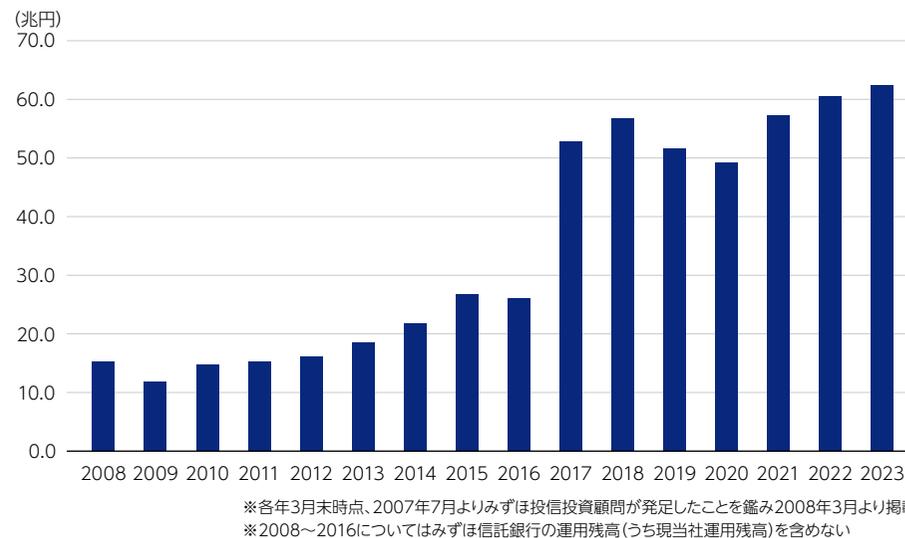
2023

データセクション

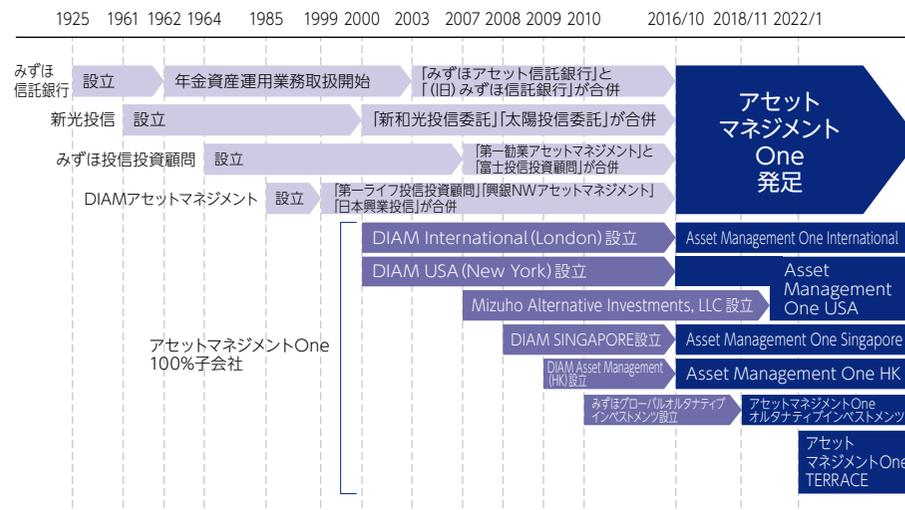
会社概要

会社名	アセットマネジメントOne株式会社 (英文名: Asset Management One Co., Ltd.)		
代表者名	杉原 規之		
所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング		
資本金	20億円		
設立	2016年10月 DIAMアセットマネジメント、みずほ信託銀行の資産運用部門、みずほ投信投資顧問、及び新光投信が統合し、発足		
株主構成	経済的 持分比率	議決権 保有比率	
	株式会社みずほフィナンシャルグループ	70%	51%
	第一生命ホールディングス株式会社	30%	49%
従業員数	899名 (2023年6月末現在)		

残高推移

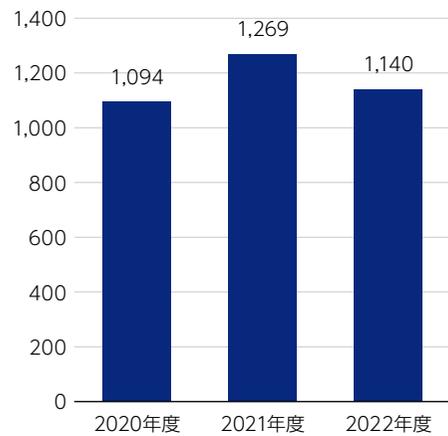


沿革

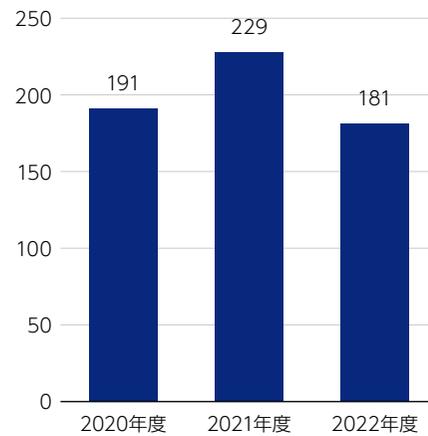


財務データ

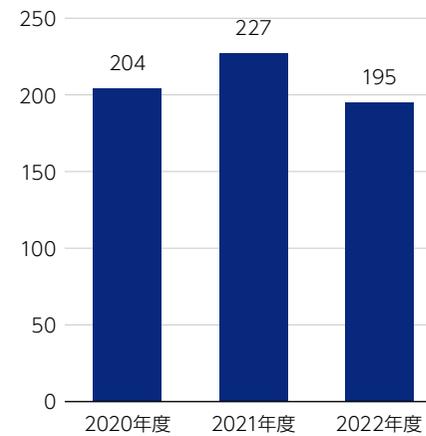
■ 営業収益(億円)



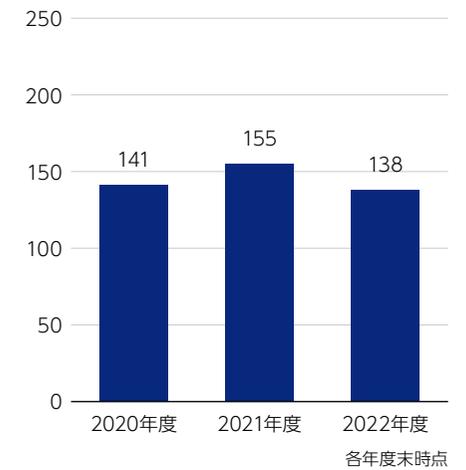
■ 営業利益(億円)



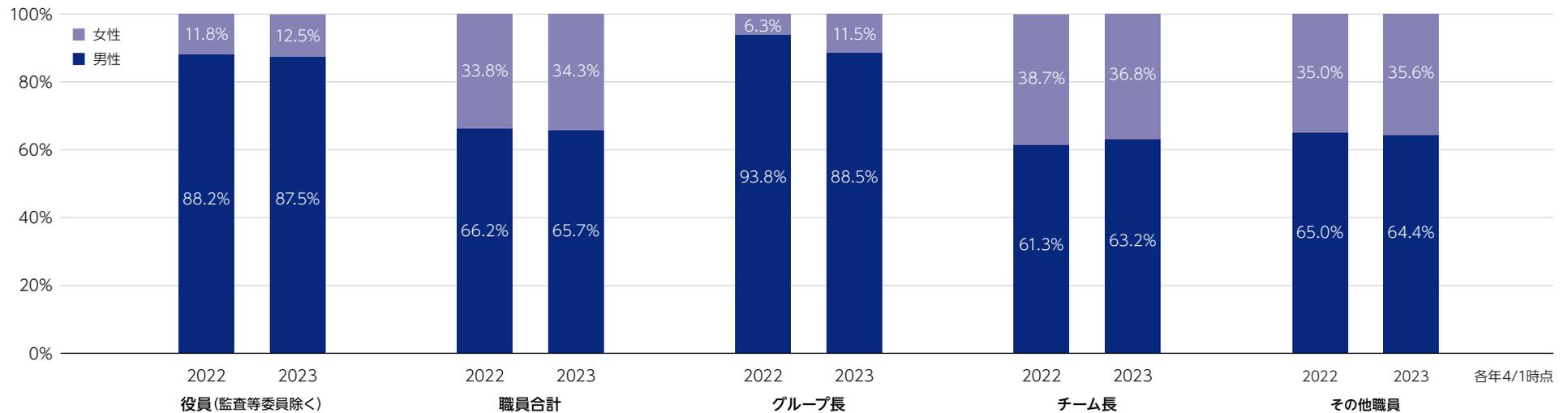
■ 経常利益(億円)



■ 当期純利益(億円)



役職員の男女比率



2023 主要開示内容索引

※TCFD,TNFDフレームワークに基づく情報開示はP.15とP.16をご参照ください。

■「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【原則1】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>序章 p.5,7,8 投資の力で未来をはぐくむ</p> <p>① p.11-12 アセットマネジメントOneのマテリアリティ・マップ</p> <p>① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと2022年度定時見直し</p> <p>② p.25-28 アセットマネジメントOneのスチュワードシップ活動</p> <p>② p.29-38 エンゲージメント</p> <p>② p.39-46 議決権行使</p> <p>② p.49-50 スチュワードシップ活動の評価</p> <p>③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資</p> <p>⑤ p.87 サステナビリティ・ガバナンス</p>
<p>【原則2】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>② p.39-46 議決権行使</p> <p>② p.49-50 スチュワードシップ活動の評価</p> <p>⑤ p.89 スチュワードシップ活動のガバナンス</p> <p>⑤ p.90 価値創造を支えるリスク管理</p>
<p>【原則3】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p>	<p>序章 p.7 投資の力で未来をはぐくむ</p> <p>① p.11-12 アセットマネジメントOneのマテリアリティ・マップ</p> <p>① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと2022年度定時見直し</p>

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【原則3】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p>	<p>① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの見直しに向けて</p> <p>① p.15-16 フォーカスエリアーClimate & Nature Reportー</p> <p>① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動</p> <p>① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊</p> <p>① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング</p> <p>② p.25-28 アセットマネジメントOneのスチュワードシップ活動</p> <p>② p.29-38 エンゲージメント</p> <p>② p.39-46 議決権行使</p> <p>② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働</p> <p>② p.49-50 スチュワードシップ活動の評価</p> <p>② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究</p> <p>③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資</p> <p>③ p.55 サステナブルインベストメントフレームワーク</p> <p>③ p.56 サステナブル投資の運用体制</p> <p>③ p.57 ESGインテグレーションとスコア</p> <p>③ p.58 インパクト投資フレームワーク</p> <p>③ p.59 ESGリサーチ</p> <p>③ p.60 債券運用へのESGインテグレーション</p>

※丸数字はチャプター番号

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【原則4】 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>	序章 p.7 投資の力で未来をはぐくむ
	① p.11-12 アセットマネジメントOneの マテリアリティ・マップ
	① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと 2022年度定時見直し
	① p.15-16 フォーカスエリア —Climate & Nature Report—
	① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動
	① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と 環境破壊
	① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、 ウェルビーイング
	② p.25-28 アセットマネジメントOneの ステewardシップ活動
	② p.29-38 エンゲージメント
	② p.39-46 議決権行使
	② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働
	② p.49-50 ステewardシップ活動の評価
	② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する 国際共同研究
	③ p.55 サステナブルインベストメント フレームワーク

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【原則5】 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	序章 p.7 投資の力で未来をはぐくむ
	② p.25-28 アセットマネジメントOneの ステewardシップ活動
<p>【原則6】 機関投資家は、議決権の行使も含め、ステewardシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p>	② p.39-46 議決権行使
	② p.49-50 ステewardシップ活動の評価
	③ p.55 サステナブルインベストメント フレームワーク
	序章 p.3 数字で見るアセットマネジメントOne
	序章 p.5 投資の力で未来をはぐくむ
	① p.11-12 アセットマネジメントOneの マテリアリティ・マップ
	① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと 2022年度定時見直し
	① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの 見直しに向けて
	① p.15-16 フォーカスエリア —Climate & Nature Report—
	① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動
	① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と 環境破壊
	① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、 ウェルビーイング
	② p.25-28 アセットマネジメントOneの ステewardシップ活動
	② p.29-38 エンゲージメント
	② p.39-46 議決権行使
	② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働
	② p.49-50 ステewardシップ活動の評価

※丸数字はチャプター番号

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【原則6】 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p>	<p>③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資</p> <p>③ p.62 ESG開示</p> <p>⑤ p.89 スチュワードシップ活動のガバナンス</p> <p>⑤ p.90 価値創造を支えるリスク管理</p> <p>巻末 公正なレポート作成のために</p>
<p>【原則7】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p>	<p>序章 p.7 投資の力で未来をはぐくむ</p> <p>① p.11-12 アセットマネジメントOneのマテリアリティ・マップ</p> <p>① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと2022年度定時見直し</p> <p>① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの見直しに向けて</p> <p>① p.15-16 フォーカスエリアーClimate & Nature Reportー</p> <p>① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動</p> <p>① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊</p> <p>① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング</p> <p>② p.25-28 アセットマネジメントOneのスチュワードシップ活動</p> <p>② p.29-38 エンゲージメント</p> <p>② p.39-46 議決権行使</p> <p>② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働</p> <p>② p.49-50 スチュワードシップ活動の評価</p> <p>② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究</p>

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【原則7】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p>	<p>③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資</p> <p>③ p.55 サステナブルインベストメントフレームワーク</p> <p>⑤ p.80-83 価値提供の源泉としての人・組織</p> <p>⑤ p.87 サステナビリティ・ガバナンス</p> <p>⑤ p.88 サステナビリティ諮問会議の運営</p> <p>⑤ p.89 スチュワードシップ活動のガバナンス</p> <p>⑤ p.90 価値創造を支えるリスク管理</p> <p>⑤ p.91 サステナビリティへの取組みに対する内部監査</p>

■ 英国版SSコード2020(金融庁仮訳版)：アセットオーナーとアセットマネジャーのための原則

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【目的及びガバナンス】 原則1：署名機関の目的、投資哲学、戦略、及び文化によって、経済、環境、社会への持続可能な利益をもたらすような顧客と最終受益者に対する長期的な価値を生むスチュワードシップを可能とする。</p>	<p>序章 p.5,7,8,9 投資の力で未来をはぐくむ</p> <p>① p.11-12 アセットマネジメントOneのマテリアリティ・マップ</p> <p>① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと2022年度定時見直し</p> <p>① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの見直しに向けて</p> <p>① p.15-16 フォーカスエリアーClimate & Nature Reportー</p> <p>① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動</p> <p>① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊</p> <p>① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング</p>

※丸数字はチャプター番号

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【目的及びガバナンス】</p> <p>原則1: 署名機関の目的、投資哲学、戦略、及び文化によって、経済、環境、社会への持続可能な利益をもたらすような顧客と最終受益者に対する長期的な価値を生むスチュワードシップを可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ② p.25-28 アセットマネジメントOneのスチュワードシップ活動 ② p.29-38 エンゲージメント ② p.39-46 議決権行使 ② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働 ② p.49-50 スチュワードシップ活動の評価 ③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資 ③ p.54 サステナブル投資体系 ③ p.55 サステナブルインベストメントフレームワーク ③ p.56 サステナブル投資の運用体制 ④ P.69 ステークホルダーとの対話を通じ、未来をはぐくむ ④ p.70 お客さまに寄り添って ⑤ p.79 「投資の力で未来をはぐくむ」私たち自身はどうあるべきか ⑤ p.80-83 価値提供の源泉としての人・組織 ⑤ p.85-86 コーポレート・サステナビリティの取組み状況
<p>【目的及びガバナンス】</p> <p>原則2: 署名機関のガバナンス、リソース、及びインセンティブはスチュワードシップをサポートする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ② p.25-28 アセットマネジメントOneのスチュワードシップ活動 ② p.49-50 スチュワードシップ活動の評価 ③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資 ③ p.54 サステナブル投資体系 ③ p.56 サステナブル投資の運用体制 ③ p.57 ESGインテグレーションとスコア ③ p.58 インパクト投資フレームワーク

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【目的及びガバナンス】</p> <p>原則2: 署名機関のガバナンス、リソース、及びインセンティブはスチュワードシップをサポートする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ③ p.59 ESGリサーチ ③ p.60 債券運用へのESGインテグレーション ⑤ p.80-83 価値提供の源泉としての人・組織 ⑤ p.85-86 コーポレート・サステナビリティの取組み状況 ⑤ p.87 サステナビリティ・ガバナンス ⑤ p.88 サステナビリティ諮問会議の運営 ⑤ p.89 スチュワードシップ活動のガバナンス ⑤ p.90 価値創造を支えるリスク管理
<p>【目的及びガバナンス】</p> <p>原則3: 署名機関は、顧客と最終受益者の最善の利益を優先するために、利益相反管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ② p.39-46 議決権行使 ⑤ p.89 スチュワードシップ活動のガバナンス
<p>【目的及びガバナンス】</p> <p>原則4: 署名機関は、十分に機能する金融システムを促進するために、市場規模のリスク及びシステムミックリスクを認識し、それに対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① p.11-12 アセットマネジメントOneのマテリアリティ・マップ ① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと2022年度定時見直し ① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの見直しに向けて ① p.15-16 フォーカスエリアーClimate & Nature Reportー ① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動 ① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊 ① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング

※丸数字はチャプター番号

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
【目的及びガバナンス】 原則4: 署名機関は、十分に機能する金融システムを促進するために、市場規模のリスク及びシステムミックリスクを認識し、それに対応する。	② p.25-28 アセットマネジメントOneの スチュワードシップ活動 ② p.29-38 エンゲージメント ② p.39-46 議決権行使 ② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働 ② p.49-50 スチュワードシップ活動の評価 ⑤ p.85-86 コーポレート・サステナビリティの 取り組み状況 ⑤ p.90 価値創造を支えるリスク管理
【目的及びガバナンス】 原則5: 署名機関は、自身の方針を見直し、自身のプロセスを確実なものとし、自身の活動の効果を評価する。	序章 p.8 投資の力で未来をはぐくむ ① p.11-12 アセットマネジメントOneの マテリアリティ・マップ ① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと 2022年度定時見直し ① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの 見直しに向けて ② p.49-50 スチュワードシップ活動の評価 ② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する 国際共同研究 ⑤ p.85-86 コーポレート・サステナビリティの 取り組み状況 ⑤ p.87 サステナビリティ・ガバナンス ⑤ p.88 サステナビリティ諮問会議の運営 ⑤ p.89 スチュワードシップ活動のガバナンス ⑤ p.90 価値創造を支えるリスク管理 ⑤ p.91 サステナビリティへの取り組みに対する 内部監査 巻末 公正なレポート作成のために

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
【投資アプローチ】 原則6: 署名機関は、顧客と最終受益者のニーズを考慮し、スチュワードシップと投資に係る活動とその結果を彼らに伝達する。	序章 p.3 数字で見るアセットマネジメントOne 序章 p.5 投資の力で未来をはぐくむ ① p.15-16 フォーカスエリア —Climate & Nature Report— ① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動 ① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と 環境破壊 ① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、 ウェルビーイング ③ p.62 ESG開示 ③ p.63-67 サステナブル投資商品 ④ p.69 ステークホルダーとの対話を通じ、 未来をはぐくむ ④ p.70 お客さまに寄り添って ④ p.71-72 お客さまアンケート2023 ④ p.73 お客さまに寄り添うソリューション ④ p.74 お客さまとの対話事例 ④ p.75 国際イニシアティブ・ 市民セクターとの対話 ④ p.75-76 アカデミアとの対話 ④ p.77 従業員組合との対話 ⑤ p.89 スチュワードシップ活動のガバナンス ⑤ p.90 価値創造を支えるリスク管理
【投資アプローチ】 原則7: 署名機関は、スチュワードシップと投資を、重要な環境、社会、ガバナンスの課題、そして気候変動も含めて、自身の責任を果たすために体系的に統合する。	序章 p.7 投資の力で未来をはぐくむ ① p.11-12 アセットマネジメントOneの マテリアリティ・マップ ① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと 2022年度定時見直し

※丸数字はチャプター番号

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
【投資アプローチ】 原則7： 署名機関は、ステュワードシップと投資を、重要な環境、社会、ガバナンスの課題、そして気候変動も含めて、自身の責任を果たすために体系的に統合する。	① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの見直しに向けて ① p.15-16 フォーカスエリア –Climate & Nature Report– ① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動 ① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊 ① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング ③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資 ③ p.54 サステナブル投資体系 ③ p.55 サステナブルインベストメントフレームワーク ③ p.56 サステナブル投資の運用体制 ③ p.57 ESGインテグレーションとスコア ③ p.58 インパクト投資フレームワーク ③ p.59 ESGリサーチ ③ p.60 債券運用へのESGインテグレーション
【投資アプローチ】 原則8： 署名機関は、アセットマネジャー及び／又はサービスプロバイダーをモニタリングし、責任を問う。	② p.39-46 議決権行使 ③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資 ③ p.61 外部パートナーとの協働 ③ p.67 サステナブル投資商品

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
【エンゲージメント】 原則9： 署名機関は、資産価値の維持又は向上のため、発行体企業とのエンゲージメントを行う。	① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの見直しに向けて ① p.15-16 フォーカスエリア –Climate & Nature Report– ① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動 ① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊 ① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング ② p.25-28 アセットマネジメントOneのステュワードシップ活動 ② p.29-38 エンゲージメント ② p.39-46 議決権行使 ② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働 ② p.49-50 ステュワードシップ活動の評価 ② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究
【エンゲージメント】 原則10： 署名機関は、必要に応じて、発行体企業に影響を与えるために、協働的なエンゲージメントに参加する。	① p.15-16 フォーカスエリア –Climate & Nature Report– ① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動 ① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊 ① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング ② p.25-28 アセットマネジメントOneのステュワードシップ活動 ② p.29-38 エンゲージメント ② p.39-46 議決権行使 ② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働 ② p.49-50 ステュワードシップ活動の評価

※丸数字はチャプター番号

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
【エンゲージメント】 原則11: 署名機関は、必要に応じて、発行体企業に影響を与えるために、ステークホルダーシップ活動のエスカレーションを実施する。	② p.25-28 アセットマネジメントOneのステークホルダーシップ活動 ② p.29-38 エンゲージメント ② p.39-46 議決権行使
【権利行使及び責任】 原則12: 署名機関は、積極的に権利を行使し、責任を果たす。	② p.25-28 アセットマネジメントOneのステークホルダーシップ活動 ② p.39-46 議決権行使 ⑤ p.89 ステークホルダーシップ活動のガバナンス

■ 責任投資原則

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
【原則1】 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。	序章 p.7,8,9 投資の力で未来をはぐくむ ① p.11-12 アセットマネジメントOneのマテリアリティ・マップ ① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと2022年度定時見直し ① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの見直しに向けて ① p.15-16 フォーカスエリアーClimate & Nature Reportー ① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動 ① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
【原則1】 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。	① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング ② p.25-28 アセットマネジメントOneのステークホルダーシップ活動 ② p.29-38 エンゲージメント ② p.39-46 議決権行使 ② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働 ② p.49-50 ステークホルダーシップ活動の評価 ② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究 ③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資 ③ p.54 サステナブル投資体系 ③ p.55 サステナブルインベストメントフレームワーク ③ p.56 サステナブル投資の運用体制 ③ p.57 ESGインテグレーションとスコア ③ p.58 インパクト投資フレームワーク ③ p.59 ESGリサーチ ③ p.60 債券運用へのESGインテグレーション ④ p.70 お客さまに寄り添って ④ p.71-72 お客さまアンケート2023 ④ p.73 お客さまに寄り添うソリューション ④ p.74 お客さまとの対話事例
【原則2】 私たちは、活動的な所有者となり所有方針と所有習慣にESGの課題を組み入れます。	序章 p.7,8 投資の力で未来をはぐくむ ① p.15-16 フォーカスエリアーClimate & Nature Reportー

※丸数字はチャプター番号

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【原則2】 私たちは、活動的な所有者となり所有方針と所有習慣にESGの課題を組み入れます。</p>	① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動
	① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊
	① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング
	② p.25-28 アセットマネジメントOneのステewardシップ活動
	② p.29-38 エンゲージメント
	② p.39-46 議決権行使
	② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働
	② p.49-50 ステewardシップ活動の評価
	② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究
	③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資
	③ p.54 サステナブル投資体系
	③ p.55 サステナブルインベストメントフレームワーク
	③ p.56 サステナブル投資の運用体制
	③ p.57 ESGインテグレーションとスコア
	③ p.58 インパクト投資フレームワーク
	③ p.59 ESGリサーチ
	③ p.60 債券運用へのESGインテグレーション
	④ p.70 お客さまに寄り添って
	④ p.71-72 お客さまアンケート2023
	④ p.73 お客さまに寄り添うソリューション
④ p.74 お客さまとの対話事例	

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>【原則3】 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。</p>	① p.14 2023年度のマテリアリティ・マップの見直しに向けて
	① p.15-16 フォーカスエリア —Climate & Nature Report—
	① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動
	① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊
	① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング
	② p.25-28 アセットマネジメントOneのステewardシップ活動
	② p.29-38 エンゲージメント
	② p.39-46 議決権行使
	② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働
	② p.49-50 ステewardシップ活動の評価
② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究	
<p>【原則4】 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行います。</p>	序章 p.5 投資の力で未来をはぐくむ
	① p.15-16 フォーカスエリア —Climate & Nature Report—
	① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動
	① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊
	① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング
	② p.25-28 アセットマネジメントOneのステewardシップ活動

※丸数字はチャプター番号

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>[原則4] 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ② p.29-38 エンゲージメント ② p.39-46 議決権行使 ② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働 ② p.49-50 ステewardシップ活動の評価 ② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究
<p>[原則5] 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために協働します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 序章 p.5 投資の力で未来を拓く ① p.15-16 フォーカスエリア —Climate & Nature Report— ① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動 ① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊 ① p.22-23 フォーカスエリア③ 人権と健康、ウェルビーイング ② p.25-28 アセットマネジメントOneのステewardシップ活動 ② p.29-38 エンゲージメント ② p.39-46 議決権行使 ② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働 ② p.49-50 ステewardシップ活動の評価 ② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究 ③ p.61 外部パートナーとの協働 ③ p.67 サステナブル投資商品

原則	サステナビリティレポートにおける掲載場所
<p>[原則6] 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 序章 p.3 数字で見るアセットマネジメントOne 序章 p.5,7 投資の力で未来を拓く ① p.16 フォーカスエリア —Climate & Nature Report— ① p.17-18 フォーカスエリア① 気候変動 ① p.19-21 フォーカスエリア② 生物多様性と環境破壊 ② p.25-28 アセットマネジメントOneのステewardシップ活動 ② p.29-38 エンゲージメント ② p.39-46 議決権行使 ② p.47-48 官公庁・イニシアティブとの対話・協働 ② p.49-50 ステewardシップ活動の評価 ② p.51 当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究 ③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資 ③ p.54 サステナブル投資体系 ③ p.62 ESG開示 ③ p.67 サステナブル投資商品

※丸数字はチャプター番号

■ 資産運用会社にとって開示が必要とされる項目 (SFDR)

対 象	原 則	条 項	サステナビリティレポートにおける掲載場所
事業体	サステナビリティ・リスク統合方針	第3条	序章 p.7,8 投資の力で未来を拓く ① p.11-12 アセットマネジメントOneのマテリアリティ・マップ ① p.13 マテリアリティ・マップの見直しプロセスと2022年度定時見直し ③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資
	重要な負のサステナビリティ・インパクト(PAL)	第4条	
	報酬方針	第5条	③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資 ③ p.56 サステナブル投資の運用体制
商品	サステナビリティ・リスク	第6条	③ p.53 アセットマネジメントOneのサステナブル投資 ③ p.57 ESGインテグレーションとスコア ③ p.59 ESGリサーチ ③ p.60 債券運用へのESGインテグレーション
	重要な負のサステナビリティ・インパクト(PAL)	第7条	③ p.55 サステナブルインベストメントフレームワーク
	環境性・社会性を促進する金融商品	第8条	
	サステナブル投資が目的の金融商品	第9条	
	環境的または社会的な特性、 またはサステナブル投資の目的の説明	第10条	③ p.57 ESGインテグレーションとスコア ③ p.58 インパクト投資フレームワーク ③ p.59 ESGリサーチ ③ p.60 債券運用へのESGインテグレーション ③ p.63,66 サステナブル投資商品
	環境的または社会的な特性、 またはサステナブル投資の目的の説明の定期報告	第11条	③ p.57 ESGインテグレーションとスコア ③ p.58 インパクト投資フレームワーク ③ p.59 ESGリサーチ ③ p.60 債券運用へのESGインテグレーション ③ p.66-67 サステナブル投資商品

※丸数字はチャプター番号

公正なレポート作成のために

本レポートは、当社のサステナビリティに関する活動を統合し、お客さま、投資先企業、従業員、地域社会やその他の市場参加者など私たちのすべてのステークホルダーに、分かりやすく報告するために作成されました。

本レポートの作成にあたっては、当社の全事業本部の関係者が協力し、私たちの活動を公正かつ理解しやすい形で記載するよう努めました。特にスチュワードシップ活動に関しては、様々なアセットクラスにわたり、エンゲージメント活動から議決権行使まで、幅広い活動を網羅的に報告することに努めました。

レポートの各章に記載した内容については、関連する業務を統括する責任者によるレビュープロセスを経て、社長決定及び取締役会等への報告を通じて、本レポートが公正でバランスが取れ、理解しやすいものとなるよう努めています。



【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額については元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

【指数の著作権等】

● MSCI ACワールドインデックスについて

MSCI ACワールドインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

● 東証株価指数について

東証株価指数の指数値及び(指数名)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など(指数名)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

[商号等] **アセットマネジメントOne株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号

[加入協会] 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会